

厚岸町議会 第4回定例会

令和5年12月7日
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、金子議員、5番、音喜多議員を指名いたします。
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀委員長 昨日、12月6日、午後2時47分から、第9回の議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。
議件として、追加議案として提出された議案第102号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算の取扱いについて協議をいたしました。
その結果、本会議において審議することにし、令和5年度各会計補正予算の審議終了後、審議を行うことに決定いたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（大野議員） 日程第3、昨日に引き続き、一般質問を行います。
1番、竹田議員の一般質問を行います。
1番、竹田議員。
- 竹田議員 おはようございます。
質問通告書に従い、質問させていただきます。
1、個別避難計画について。
(1)令和3年施行の改正災害対策基本法では策定が市町村の努力義務となっているが、厚岸町はどうなっているのか伺います。
2、災害ごみ計画策定について。
(1)日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で深刻な津波被害が想定され、国が対策の特

別強化地域に指定した。地震や災害に伴う災害ごみの処理計画について厚岸町はどうなっているのか伺います。

3、子ども貧困対策について。

(1) 2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）にも貧困をなくそうが掲げられている。子どもの貧困対策について町の取組を伺います。

アとして、できていることとできていないこと、まだまだやらなければならないことを簡単に時系列でお答えをお願いします。

4、経済対策について。

(1) 国では低所得世帯支援とし、1世帯あたり7万円を支給することが考えられています。厚岸町独自の施策として次のことができないのか伺います。

アとして、低所得者を対象に上下水道料金の軽減。

イ、子育て世帯への負担軽減。（電気・上下水道）

ウ、除雪事業者への支援。（燃油高騰分の上乗せ）

エ、介護・障がい者等関連事業所への物価高騰対策。（電気・上下水道・灯油）

オ、業務用上下水道料金の軽減。

以下です。よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。1番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の個別避難計画について、令和3年施行の改正災害対策基本法では策定が市町村の努力義務となっているが、厚岸町はどうなっているかについてであります。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害が発生し、または発生する恐れのある場合に、特に配慮が必要とされる要配慮者のうち、自ら避難することが困難で支援を要する避難行動要支援者について、一人一人の実情に応じて避難支援等実施者や避難先などを示す個別避難計画の策定が努力義務とされましたが、当町におきましては、現状では、個別避難計画の作成には至っておりません。

計画の作成については、避難支援等関係者や要支援者本人とその家族などを交え、相談・連携しながら行っていくものであり、個人情報や避難行動の支援における責任の重さなどから支援者の確保ができないなど、様々な課題はありますが、国の避難行動支援に関する取組指針においても、実施できるところから着手していくことが重要とされていることから、まずは、心身の状況や独居等の居住実態などから支援の必要性が高い人を優先し、令和5年度中に計画作成に着手すべく、計画作成手法等の方針を定めるなどの準備を進めているところであります。

続いて、2点目の災害ごみ計画策定について、地震や災害に伴う災害ごみの処理計画について厚岸町はどうなっているかについてであります。災害廃棄物処理計画は、国の災害廃棄物対策指針において、地域の実情に応じて、非常災害に備えた計画を策定することとされております。

市町村が策定する災害廃棄物処理計画は、自ら被災することを想定し、平時の備えや

発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策に必要な事項を取りまとめたものであります。

具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び受入可能な廃棄物や分別基準等を定めた運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項等について示すものとされております。

当町では、国で新設した災害廃棄物処理計画策定事業費補助金を活用し、年度内に処理計画を策定いたします。

続いて、3点目の子ども貧困対策について、子どもの貧困対策についての町の取組で、できていることと、できていないこと、まだまだやらなければならないことはについてであります。国は、平成26年1月17日に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行し、この法律に基づき北海道は、北海道子どもの貧困対策推進計画を策定し、第2期計画に基づく事業を推進しております。

この計画では、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の5つを柱とし、全ての子どもたちが、夢と希望をもって成長し、貧困が世代を超えて連鎖しないよう対策を総合的に推進しているところです。

当町では、これまで子どもの貧困対策と位置づけた事業ではありませんが、生活保護世帯や住民税非課税世帯など低所得世帯に配慮した各種利用料の負担軽減や減免制度のほか、令和3年度からの臨時給付金の支給に加え、子ども施策では、子どもの医療費や保育料のほか、保育所、幼稚園、小中学校の給食費について無料化するなど、主に子育てを行う家庭への経済的支援を行ってきました。

また、出産育児支援としても切れ目のない相談支援や育児支援を実施しており、就学後においても教材費購入助成やスクールカウンセラーの配置などを行っております。

今後は、子どもの貧困に視点を当てた相談支援や居場所づくり、教育支援など北海道と連携した事業の推進を行う必要があると考えております。

続いて、4点目の経済対策についてのうち、アの低所得者を対象に上下水道料金の軽減してはどうかについてであります。上下水道料金の低所得者への軽減については、厚岸町水道料金等減免規則に基づき、世帯における前年分の総収入額が一定の基準額以内に該当する場合は、申請により基本料金の2分の1を軽減しているところであります。

また、経済的な理由などで上下水道料金の納付が滞った場合には、世帯の収入状況に応じて、この軽減措置を活用するなど、随時、個別対応をしていることから、これ以上の軽減については、現在のところ考えておりません。

次に、イの電気・上下水道料金の子育て世帯への負担軽減についてであります。町では、これまでも子育て世帯への負担軽減策として、子どもの医療費や保育料のほか、保育所、幼稚園、小中学校の給食費について無料化するなど様々な施策を行っております。

また、令和3年度から、国による子育て世帯への給付金事業も行っておりますので、新たに、子育て世帯に対する電気料・上下水道料の負担軽減を行う予定はありません。

次に、ウの除雪事業者への燃油高騰分の上乗せ支援についてであります。除雪費の委託料は、各除雪機械稼働1時間当たりの燃料費、機械損料、人件費、諸経費を積み上

げて町の単価を設定し、路線ごとに見積合わせの上、委託契約を行っています。

この契約に係る、燃料費の算定に用いる燃油単価については、直近の実勢単価として
いるため、既に高騰分を考慮したものとしております。

次に、エの介護・障がい者等関連事業所への物価高騰対策についてであります
が、多くの介護・障がい者等関連事業所は、介護報酬など、国が定める公定価格により運営
されているため、物価高騰の影響を利用料へ転嫁することが難しいことから、事業所の運
営に大きな影響を及ぼしています。

これまで、国において、地方公共団体が行う原油価格・物価高騰対策支援が実施でき
るよう地方創生臨時交付金が配分された際に、推奨事業メニューの一つとして、医療や
介護施設等に対する物価高騰対策支援が示されており、町としても、介護・障がい者関
連事業所の規模に応じた独自の支援策について検討してまいりました。しかし、令和4
年度及び5年度において、北海道が医療・介護・障がい施設等に対し、物価高騰に伴う
経費を補填する支援金を支給しているため、類似する施策の事業化は見送っておりま
す。

今後についても、物価高騰の状況や国、北海道の動向に注視し、必要な施策について
検討してまいります。

次に、オの業務用上下水道料金の軽減についてであります
が、町内の事業者にあつては、原材料や燃油の価格高騰により、生産コストが上昇する
など、経営に苦慮されている中ではあります
が、現時点では町内の上下水道使用者から、使用料の軽減についての相談や要望もな
いことから、現在のところ上下水道料金を軽減することは考えておりません。

ご質問者には、経済対策についての数々のご意見、ご質問をいただいたところであり
ますが、町としても、これまでの国、北海道による対策のほか、全町民を対象とした、
がんばろう厚岸応援券など、独自の様々な施策を実施してきたところであります。

今後についても、町内の経済状況や、国・北海道の動向に注視しながら、財源確保を
含め、総合的に検討をし、必要な施策について実施してまいりたいと考えております。
以上でございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 まず1 番の個別避難計画、これは自分も以前一般質問で聞いたことがありま
す。各自治体において、それぞれの避難者の把握をしようという提案をさせていただい
ています。このときに、国から個人情報の取扱いということについて、私も一般質問で
取り上げさせていただきました。この後、この自治体と避難者、個人一人一人の避難方
法等々、自治会とともにご相談してくださいという要望の中で、個人情報の取扱いにつ
いては、各自治体がいろいろな要素、いろいろな要望に対して、できるところ、できな
いところが出てくるといったところで、いろいろな精査をしながら、条例改正も含めて
やらなければならないという国の指導もありました。それらについても精査していただ
きたいという要望をしていました。そのことについて、まずどのような計画を立てて、
自治体とどんな内容のお話をしてきたのか。また、法令改正、条例改正等しなくてもよ

かったのか、しなければならなくなったのか、その辺も一切聞いていませんので、含めてお話を聞きたいと思います。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 災害対策基本法で規定されております個別避難行動要支援者名簿情報の支援者等への情報の提供、それと、あと、個別避難計画においても同様に、支援してくださる方と関係者への情報の提供におきましては、市町村が個別の条例を定めなければ、これを平時から提供することはできないということで定められておまして、これまで状況、地域の方々とそういったことについて話した、検討したというものは、ちょっと私のほうで把握しておりません。ただ、今この個別計画を作成するにあたりまして、今年度中には何とか数件でもつくるように進めていきたいというふうに考えておまして、その準備を今進めているところではございますが、その検討の一つとして個別、避難行動要支援者の名簿情報の提供等につきましても、平時から提供できるように条例の改正ですとか、そこも含めてしていったほうがいいのではないかなというところを我々の部内でも検討しておまして、それらを関係課ですとか、そういった関係者の方々とも相談しながら進めていきたいというふうには考えております。

現在の法律では発災時ですとか、恐れのあるときには同意がなくても提供できるという規定ではあります。が、平時の地域とのつながりを持った上で避難行動要支援者を十分に平時から把握してという意味からも、平時からの情報提供というのは必要ではないかなという部分も考えております。ただ、一方で同意がないものを条例で規定して、本人の意向に関わらず提供するということでの課題はあることはあるのですが、そういったことの対応も含めて検討しながら、個別避難計画の作成と併せて条例改正等についても引き続き開示するような方向で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 それのお願いを数年前にしてきたのですけれども、これまでに至っては、それについては一切やってこなかったということに聞こえてくるのですけれども、そうだったのですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 具体的な条例、他町村の事例ですとか、国からの通知等によって、そういった条例改正する場合は、こういった手続きが必要だとかというような情報は得ておりましたが、具体的な検討には至っていなかったというような状況でございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

- 竹田議員 忙しいので、なかなか難しい分野ですから、それはそれとして、2021年の施行のときの改正災害対策基本法で初めて法的に位置付けられたというところから始まって、今に至っても市町村の努力義務となっていることから進んでいない自治体が多いというふうに国は把握しています。今後、どんどん進めていっていただきたいのですが、その中で大阪公立大学大学院の菅野拓さんという准教授がおるのですが、この方は日本の福祉の在り方ということに関して言っております。日本の福祉に関する法律、実態について述べさせていただきます。日本の福祉については、平時は想定していても、非常時に十分な対応ができないという課題があるのが日本の福祉の現状ですというふうに言っています。私もこれが本当なのかどうなのかというのは全て知らないのですが、このように言っているというのはいくらかあるのだろうなというふうに思います。避難計画については極めて大事であるが極めて難しい方法であると。先ほど課長も申ししていました。私は逃げないという人もいます。それを無理やり連れて、行く、行かないというのは、それは人間関係が強い家族しかできないことになってしまいますよね。その辺は特段の事情であるというふうに私は認識しておるので、その特段の部分を除いたほかの部分について策定していただきたいというふうに。逃げる、逃げない、連れて行ってください、嫌ですという部分について、嫌だという部分については、論外と言ったら論外の話なのですがけれども、それは後からの話ではないかなというふうに思っています。

日本の中で兵庫県が個別避難計画と災害時ケアプランということについて、国が調査をしたときに、この兵庫県のモデル事業を開始したということがあります。これらについて、どういうことで進めているのか勉強、研究していただきたいと思います。

障がい者については、まずケアマネージャーが必ず付いているという部分から、ケアマネージャーの福祉専門職を中心にした人を入れて役場の管理職を自治体と一緒に会議を計画し、それを福祉専門職も入れて、一計画を作成しているということなのです。国としては一計画作成に対して7,000円の報酬料も用意をしている、支払うということをやっているということでした。細かくは言いません。それらについて、もう少し研究していただきたい、これから早めに、いつ起きるか分からない災害なので、早めにやっていただきたいというふうに要望しておきますがいかがですか。

- 議長（大野議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） 今質問者おっしゃられたように、確かに難しい部分も多々あります。最初から全て完璧な避難計画を全ての対象者にとということではなく、まずできることから進めていって、中にはこれまでの関わりから比較的避難計画づくりをしやすい方もいらっしゃいます。その中での身体状況ですとか、そういった重要度、避難計画策定の重要度の高い方、必要性の高い方などから重点的にまず取組、策定を進めて、その策定を進める中でいろいろ課題ですとか、改善点ですとか、効率的に進めるべき点ですとか、そういったものが出てくると思いますので、そういったものを都度検証し、改善しながら、避難対象者全体への作成に向けて進めていきたいと考えておりま

す。その上で、今質問者おっしゃられました兵庫県の災害時ケアプランですとか、そういった部分、先進的な取組についても勉強させていただきながら、おっしゃっておられましたケアマネージャーですとか、福祉専門職あるいは地域の方々、そういった方々ともお話をさせていただきながら、対象者、避難行動要支援者に係る計画策定につなげていきたいというふうに考えております。

また、自分はもういいのだという人も中にはおられるというのも先進的に進めていらっしゃる自治体の報告の中でも確かに出てきております。ただ、そういった方々も本人がそう言うからいいのだというふうに切り捨てるのではなくて、説得というわけではないですけれども、避難しないことで迷惑がかかる場合もあるですとか、そういったことを丁寧に、避難行動要支援者に対して丁寧な説明をしていきながら作成の同意をいただけるように努めていきたいというふうには考えておりますので、いずれにしても、こうした様々な事例を参考にしながら、それと、できることから進めていきながらやっていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 国はどうしてこの兵庫県を選んで、事業を推進するのにモデルとして選んだのか。例えば厚岸町においても、末広、床潭、例えば上尾幌、これを自治会ごとに選んだときに、どこを一番先に進めなければならないかと考えると、どことは今言えませんが、頭の中ではよぎりますよね。避難計画、上尾幌一番先に選ぶのかと言ったらそうではないだろうと。それは国が推奨している沿岸部ということをもっと言ってますよね。であるならば、厚岸町全体で自治会で一遍にやるということは、これは大変な人力もいりますし経費もかかります。これはある一自治会を中心としてまず策定する。この自治会においてどんな人たちが、どんな障がい者の人たちが、どんな支援を求めているのかということと、それから距離的なこととか、人力によって行かなければならないのか、それとも車を用意して行ける場所なのか、様々な地域によって課題があります。一番難しいところの場所で、こういったことをまず一自治体に対して、率直な意見交わして、そこで出来上がったものを次の自治会に移すという、順番があると思うのです。厚岸町全体の沿岸部、全部でやるとしたら、もうとてつもないことで、絶対できないと思います。ですから、これは町民に周知をして、今段階では研究状態ということで一団体、一自治会として今やっていると、それが進んできたら皆さんに公表して、次の自治会、次の自治会というふうに、あの自治会ではこういう目標を掲げたけれどもできない部分、そしてできた部分、そしてどのような形で進めてきたのかということをも全部まとめて、この自治会はある程度7割、8割これでいいのではないかと、あと細かい部分まではやる必要ないという部分もあると思います。そういった部分ができたら、次、どの自治会とというふうにして、これは何であの自治会を一番先にやったのだという住民の文句が出てくるので、そこは住民にきちんと周知して、まずはモデル地区として、ここが一番大変な場所なので、ここからまず進めていこうという、各自治会に相談と、きちんとした告知をした上でやるべきではないかというふうに思っていますので、それらも含めて、きちんとやっていただきたい、改めてちょっとお願いをしておきたい。

それと、避難所までに、最後のとっぺんまで車椅子ですっと押して行ける場所って厚岸町にありますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず最初の質問ですけれども、質問者おっしゃられますとおり、全町的に一斉に進めるというのは非常に困難だと考えております。そこで我々としてもできるところから順次進めていきながら、その取組を広げていきたいと考えておりますし、その進めるにあたりましては、避難行動要支援者本人や、それに関わる避難行動要支援関係者のみならず、地域の方々など広く町民の皆さんにこういった取組が必要だと、こういったことで必要だということを広報誌などを通じて、広く周知をした上で、ご理解をいただいた上で進めなければならないと考えておりますので、そういった周知も含めて考えております。それで、その周知をしながら、おっしゃられましたモデル的などと言いますか、まずはこの地区から進めさせていただいて、さらには広く皆さんに制度と取組についての理解をいただいた上で、ほかの地域については町が直接お伺いしてやるほかに、地域の方々同士だけで集まって、地域の人と避難行動要支援者がお話をした上で、個別避難計画をつくるというような、地域で進める形というのも取組としては、報告としては事例としてありますので、そういったことも並行してお願いをしながら、なかなか専門職だとかが入らないと進まない部分は多いのだろうなというふうには思っていますが、そういった取組も進めながらしていきたいというふうに思っておりますので、そういった周知はしていきたいと考えております。

それと、車椅子では行けないようなところ、距離的な部分とか傾斜だとかという部分では、車椅子の自力でというのは難しいところばかりだろうなというふうには、特に冬期のとかを考慮すると難しいだろうなというふうには考えておりますので、そういった方々につきましては、避難行動、個別避難計画において、車両を利用して、どこかの避難場所に逃げるといったような避難場所ですとか避難経路、そういったものも個別避難計画に盛り込んで定めていくというような形になっております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 これで最後にしますけれども、障がい者イコール車椅子というイメージが、あまり健常者って、一番先に思うのですけれども、やはりそれが大体そうですね。障がい者イコール車椅子。必ず避難する場所には行かないという理由の中に、行けないから人に迷惑かける。人に迷惑かけるということは、車椅子を背負ってもらう、たないてもらうという行動が人に迷惑かけるということでお願いできないという、引っ込み思案になってしまうということが多いというのであれば、それらをまずどのように解決していったらいいのかなということが重要視されてくると思うので、改めて車椅子で行ける場所、または急だけれども、誰かが一人、二人で押しても何しても行ける場所、そういった場所も自治会に行ったときに、こうであれば道として使えるのではないか、だけれども、あまりにも散策というか、逃げる場所が幅が狭いとかといった部分で、避難所と

しては向き、不向きたくさんあると思うのです、場所によっては。それらも一緒に提案事項として掲げていていただきたいというふうに思いますけれどもいかがですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 避難場所、経路等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当然全ての場所が車椅子ですとか、体の不自由の方が逃げることが可能な場所というわけではございませんので、個別避難計画の中で、そういった可能な場所、可能なように全てを整備するというのはなかなか困難な部分もございますので、そういった状況を把握しながら計画策定に進めていきたいというふうに考えておりますし、諦めていた方がやってよかったと思ってもらえるように、先進的に進めている報告の中でもそういった諦めていた方も個別計画作成にあたって地域の方々と話していく中で、自分も助かることができるのだというような気持ちになったというような事例の報告もございますので、そういう取組になるように、厚岸町としても取り進めていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 次に、2 点目の災害ごみの計画についてということで、国の申請した災害廃棄物の策定事業の補助金を活用して年度内に処理計画を策定いたしますというふうになっているので、分かりましたで終わってしまうので、1 点、2 点だけ聞きたいと思います。

ごみというのは、要するにごみですから廃棄物とも一般的に言うのですが、何だりかんだり全部、災害時には混ざってしまう。要するに混載と言うのですか、混合廃棄物。こういうふうになったときに、ごみがある程度分けながら一部分に積み上げることがなかなか難しい部分があると思うのです。例えば家が倒壊したときに油とか、あとは普通に燃えるもの、燃えないものと言うのですか、それらとか、今さっき言った油とか、そういうものが混じったときに、混ぜられないものというのがあると思うのです。一時的に何でもかんでも積み上げるということも必要なのかもしれないけれども、地下浸透しては困るような現状に至るものもあるのかと思います。厚岸町としては、ごみ対策のこの部分について、策定にあたって、ごみをひとかたまりにするという部分で考えているのか、それともラグーンのようなものをシート張りをつくって、ある程度地下に浸透しては困るものと困らないものを大きく分けてやるのか、その辺の考え方がちょっと分からないので教えていただけますか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 災害時のごみの集め方という部分で、今回具体的な計画につきましては、一時仮置き場所とかと車両の動線、リサイクルも含めての分別配置等も含めて示そうかなというふうには思っております。実際、厚岸町でも東日本大震

災、3.11のときに、津波が来て、そのごみが一時、町有地にがんと集まったときがございます。当然、町民の皆さんは、当然計画もなかったときですから、どういうふうに分けたらいいのか全く分からない中で一時積み上がったという部分であります。それを明確にこのような形で分けていただきたいという部分を含めて考えているところでございます。

さらに物、地下浸透も含めて、最終的には一時仮置きのところから速やかに、できるだけ早く、最終的には釧路市の広域、燃えるごみは広域、それから燃えないものについては最終処分場のほうに行くというふうには考えておりますが、実際、3.11のときも、できるだけ資源ごみはこちらで全部分けて、あのときは今言ったとおり、分けることができなかったのもので、できるだけ分けて、鉄は鉄、木は木という部分で分けて、最終的に最終処分場に入れるものを限りなく少なくしていこうというふうにはやっております。それらの手順等も含めて、この計画にはっきりして、町民の皆様にお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 計画にあたって、一時保管場所というのは厚岸町としてはどの場所あたりを想定しているのか。まだ決まっていなければいいのですけれども、大体この辺にというのが分かれば、教えていただける範囲でいいのでお願いできますか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 明確な位置はまだ決まっておりません。今決まっているのは町有地に、湖南地区に1カ所、湖北地区に1カ所ということでは決まっておりますが、それ以上のものは今後決めていきたいというふうに思っているところでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 続いて3点目の子ども貧困対策についての町の取組についてお伺いします。

まず、子どもの貧困というのは、何を定義として貧困としているのか。僕の捉え方と町の捉え方がずれると困るので、まずそこをちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

端的にはSDGsに掲げられる子どもの貧困をなくそうの一つとしては、明日食べるものがない、1日数ドル以下の生活費というような考え方もあるようですが、現在の日本の生活、それから厚岸町の実態の中で貧困というふうを考える部分では、一般的に言われる住民税非課税世帯ですとか生活保護世帯に属する子どもが当たるというふうにか

えているところでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 今その課長の説明した部分も合ってると思うのですが、国民の平均的な所得の半分に満たない水準の人の状態にある家庭で18歳未満の割合を示すというふう

にきちんと言っています。これが貧困率という計算式の下で活用されると。ですから、国民の平均的な所得の半分、厚岸町においては厚岸町の所得の平均の半分というふう

に考えられるのかなというふうに思います。その上で、所得が少なければ非課税の世帯になるのだろうとかというふうに進んでいくと思うのです。まずは、ここの貧困率という部分をお互いに掌握していかなければならないのではないかなと思います。

今言った2030年までに持続可能な開発SDGsにも貧困をなくそうと掲げられています。その言ったとおりです。この貧困をなくそうという、なくそうという部分は、数字的に何を言っているのか。課長としてはどう思っていますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ただいまお話いただいた総体的貧困という概念の中で所得、250万円、270万円の半分程度というような指数があるというふうに捉えています。貧困という部分では、経済的な貧困という部分では、そういった子どもたちをできるだけ少なくする、なくすというふうに考えることができますが、日本の制度においては最低限、生活保護を受給することで、その最低部分は維持される現状にあると。また、可能性としては、そこにも当てはまらない、当てはめられない子どもも実態としてあり得るのかもしれないという部分も含めて、そういった子どもたちがいたときには何らかの救済をすることで、せめて生活保護世帯、保護基準、それから世帯の中では就労等の行った収入を確保することで所得を増やしていくということで子どもの貧困をなくしていく。さらには、経済的貧困と言われる部分と、さらには環境上の恵まれない部分、環境上不利にある部分なんかに対していろいろな支援を含めた中で社会生活が安定して行われる必要があるという要素もあるのかなというふうにも考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 貧困をなくそうという部分の対策が推進法が制定されてから、2023年、13年ですから、10年になります。町長の答弁にも貧困をなくすという、目のあたりにして貧困をなくそうといった直接の部分については、厚岸町はやっていないよと。だけれども、それに関連する事業をたくさんやっていますよという答弁があります。僕はこれについて、改めて知ったこともあるし、知っていたこともあって、改めてありがたいなというふうに思っています。ただ、これらというのは貧困をなくす分類にはなるかもしれないけれども、本当になくそうとしたときに直接その子に伝わるもの、そして全体的に

じわっとその子に伝わるもの、2種類あると思うのです。国が言っている貧困をなくそうというのは、個人に全く当てはまる手段、個人に本当にありがたいと思う手段、これを差し伸べてあげる手が必要だという、貧困をなくそうという、そういう意味で私は捉えています。いろいろな計算方法とかあるかもしれない。その中で、課長も今言いました。教育も大事だし、生活保護をするのも大事、そしてひとり親の就業支援、先ほど言いました働かないのを働かせる、働けない場所がないところを場所を見つけて働くところをつくってあげる、こういった部分も大きな四つ、これらを展開してきた上で、国は貧困が少しずつ改善されてきましたという報告があります。例えば、生活保護の子どもの大学進学率が10年前32.9%が直近では39.9%まで上がりました。ひとり親家庭の親の就業率、母子世帯、父子世帯ありますけれども、政策始めたときに80%、ところが10年たったら83%、3%しかないけれども上がったのです。これらについて10年間の統計を見ると静かに上がってきている。それらを見て厚岸町も今後貧困対策、SDGsに基づいてと先ほど言った一人の人間に手を差し伸べれる、そういった施策を展開してほしいというお願いをして、この部分についてはあとお願いしてやめたいと思うのですけれどもいかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

質問の中にもありました、現在行っているもの、それから行えないものという部分も確かにあるのかなというふうに考えております。役割として北海道、国が行うべきもの、それから地域である市町村が行うものという部分もあります。大きな要素だなというふうに考えていますのは、貧困の連鎖を食い止めるための子どもに対する教育、こういった部分を、厚岸町でも例えばですが子どもの居場所づくり、それからフリースクールみたいな事業については、特に民間団体等が多く行っておりまして、なかなか厚岸町では社会資源もない中、直接その事業をすぐできるということはなかなか難しいかなというふうに考えておりますが、何かしらの方策を教育委員会とも話し合ってますとか、直接子どもに関わる事業なんかも取り進められる方法があれば模索していきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 教育委員会のほうにも僕言おうと思っていたのですけれども、子どもの教育、学力を身につける、僕は教育というのは、学力というのは競争させても何してもいいから身につけたものが勝ちなのですよ。スポーツでも何でもそうです。だから僕は議論の中では競争ありきというのは大事な原点だというふうに、人間が生活する上で、思ってます。保育所から、幼稚園でもいいのですけれども、小学校、中学校、高校、大学、ずっと競争のない社会にずっと生まれ育っていて、急に社会に出たときに競争のある社会にぼんと出されたら、それはノイローゼになって仕事になりませんよ。そういうことも含めて、教育といった部分について、厚岸町としてすごくいっぱい考えていた

だきたい。すごい大ざっぱなお願いなのですがけれども、そういった部分についてはどういうふうに考えているのか教えてください。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今質問者のおっしゃることも踏まえながら、子どもたち一人一人にしっかりと学力、資質能力というところを身につけさせるような教育というところは、教育委員会としてもやっていきたいと思います。

それから、今話にあります経済的な困窮というところで言うと、就学後にも教材費の購入助成ですとか、困ったときにはスクールカウンセラーにも相談できるような体制、それから教育委員会としてもそういう親がいたときに、しっかりと相談に乗れるところ、そういう体制も整えながら、困ったときには相談できるのですよというところをしっかりと親にもお話していきながら支えていきたいなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひします。

4 点目の経済対策についてであります。答弁のいろいろな施策をしていただいているというのがよく分かりました。ちなみに、除雪対策に係る燃料費の算定に用いる燃料単価については、直近の実施単価をしているためというふうに書いてあります。この直近というのは、除雪対策ですから、この夏に除雪していないので、ざっくりいつの直近なのかだけ教えていただけますか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

見積合わせ自体は11月中に行っていますので、11月の単価を採用させていただいております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。そうすると、燃料単価がもう既に上がった、直近というか、本当に先月ですね、の単価ということですね、分かりました。ちなみに、二、三件、配送運輸会社、一般的に荷物を運んで歩く会社に聞いたところ、今年の2月から9月までのこの7カ月間で、年間約1,200万円の燃料高騰分、これらについて、転嫁できないと、価格に、そういった事情を聞いてきました。なので私はあえて聞いたのです。今後、役場として、そういう部分、僕がこれからお願いすることが適当なのかどうか分かりませんが、社会全体で高騰の部分で、かなりいろいろな部分で困っている部分はあると思うのです。今後、できれば、そういった情報を共有し、また、調査をしていくような形を取っていただきたいとお願ひしたいのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうから、ちょっとお答えさせていただきます。

これまでも町内の産業団体との経済対策会議等もってやっておりますので、その中でそういった事案が出てきた場合には検討させていただきたいと思います。

燃油代については、今回の北海道のほうの補正で、物価高騰の影響を受けるバス、タクシー、営業用貨物などに対して、車両ごとに一定の金額を補助するというのも出てきておりますので、こういったこともまた詳細が見えてきましたら、周知等を心がけていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「分かりました。いいです」の声あり）

●議長（大野議員） 以上で、1番、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第94号 財産の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ただいま上程いただきました、議案第94号 財産の処分について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第94号 財産の処分についてでございます。

一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事に必要な土地等の取得等に伴う損失補償による立木の処分にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事は、平成31年度に事業化が公表された延長約24.7キロメートルの自動車専用道路であり、このたびの財産の処分は、令和6年5月実施予定の工事区間にある町有地の立木を処分するものでございます。

今回、財産の処分の内容であります、1として、財産の種類、立木。

2として、所在地、別紙のとおり。

3として、本数、9,926本。

4として、処分の方法、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。

5として、処分価格、1,012万1,161円

6として、契約の相手方、釧路市幸町10丁目3番地、釧路開発建設部でございます。

2ページをお開き願います。

別紙として、所在地及び本数であります、所在地、厚岸町サンヌシ33番（町道部を除く）のうち、本数2,135本。厚岸町サンヌシ34番のうち、本数545本。厚岸町サンヌシ

35番のうち、本数7,246本。計9,926本であります。

3ページをお開き願います。

位置図でございます。

場所は厚岸町ごみ処理場の南側の町有地となります。

4ページをお開き願います。

詳細図でございます。

黒い太線で囲まれた部分の内、町道を示す灰色を除いた部分が、対象立木の存在する箇所となるところでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、ちょっと笑われるかもしれないのですが、冒頭に一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事に必要な土地ということなのではございますが、今の国道のことを言っているのか、それとも高規格道路のことを言っているのか、この辺の確認をしたいなと。今の現道がどうなのか、この工事の説明に一般国道44号と強くインパクトあるものですから、今の国道44号、こういう名称がどうなのか、改めて確認をさせていただきたい。

次に、立木を1,012万1,161円で釧路開発建設部のほうに売り払うということだと思っておりますが、厚岸町の積算方法と積算額との関係を説明してください。

また、令和5年度当初予算に18款2項2目生産物売払収入、立木売払代、既に計上されているのですが、収入で1,794万1,000円と、もうこれは承認してあることなのではございますが、この収入に今回の数字が含まれているのかどうか。当初予算との関係についても説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路ということでございますが、一般的な高速道路ということで、今厚岸町で整備されている尾幌糸魚沢間の道路でございます。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 2点目の適正な補償の、立木が適正な補償かということでございます。これにつきましては、本工事に必要な土地等の取得等に伴う損失補償に対する金額が、今提示したとおり1,012万1,161円というのは開発建設部から示されております。立木の本数9,926本について、町では北海道用地対策連絡協議会という令和5

年度の立木等の補償標準単価内訳表というのがございます。これは町の立木を売り払う場合も、この単価表を使いますが、材積を算出して立木の価格を算定したところ、額が915万4,200円というふうに出ました。ですので、釧路開発建設部で算定した額のほうが高額なため、補償額は妥当であると考えているところでございます。

さらに、当初予算の部分であります、1,794万1,000円、これは今回の1,012万1,161円もこの中に入っております。当初予算では、この1,794万1,000円のうち、町の造林事業分が494万1,000円、それ以外を今回の開発建設部から来る道路の部分と考えております。これ以外にも、今回の1,000万円以外にも開発建設部から今まで入ってきたり、これからも入ってくるということで1,300万円を計上しているところです。これらの町の造林事業の分もまだ入札が終わっておりません。これら額が確定次第、3月の補正に計上したく考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今回の説明で、今回の工事、これ以外にも今まだ残っていますよと、こういう発言ありましたよね。1,000万円のほかに。この辺について、僕の聞き違いだったら別なのですけれども、今回1,000万円計上しているけれども、まだ残り、開発建設部のほうに売り払うものが残っているというふうに受け止めたのです。その辺確認をさせていただきたい。

さらに、今回の立木の伐採場所でございます。この図面を見させていただきました。斎場から国道側に何メートル離れていますか。この図面だと斎場の位置は分かるのです、この4ページの図面。斎場から国道までの間というのは理解できたのです。およそでいいですから、何メートルくらいのところにこの道路が伐採、今回の工事がされるのか。およそでいいですから、何メートル離れているのかを教えてください。

さらに、ここを高規格道路が通ると想定を私なりにさせていただいたのですけれども、この辺の一体の高さ、低いのです。ここに国道44号と大した変わらない高さでこのところに道路が設定されるのかどうなのか。これでは低いのではないのかなと斯様に考えますが、道路の形状とか、分かる範囲で、この場所に現道の高さで道路が設定されるのか。この辺につきまして、分かる範囲で説明をしてください。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、開発建設部の工事、今後立木の補償が残っているかという部分でございます。残っている部分につきましては、今回のこの議会の議決が終わった後契約になりますので、その分が残っていると。それ以外の部分につきましては、10月17日から11月24日までにそれぞれ立木の契約がして補償がされているということでございます。

それから、斎場から何メートルかということでございますが、斎場から現地まで、斎場から国道までが約450メートルでございます。斎場から現地の立木の補償する部分については、約100メートルということでうちは確認しているところでございます。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

高さのご質問だったのですけれども、まず今回のここの34番、3の1の34番の伐採の売り払う場所でございますが、ここの国道から斎場に行く部分につきましては、盛土ということで、土を盛った道路の形状となります。ここにトンネルで、この国道から斎場等の行き来ができるということでございます。そういった中では、すみません、形状の高さというのはそれぞれの場所によっても高さが違ってくるということでございますが、一般的な言われる4メートルから5メートルの高さだということの高さではないかなということしか今ちょっと言えないところでございますが、そういった盛土をつかった、そこにトンネルをつくる形状の、ここの部分の高速道路の工事の内容となっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今、そこで言っているのですけれども、バス通れるのですかって。高さ大丈夫なのですか。葬儀に使うわけですから、いろいろな車も来ると思うし、むしろごみの収集なんかの関係のものもあります。そういう部分では、十分な高さを確保していかないとまずいのではないのかなと。

それから、今環境課長のほうから聞いたのだけれども、まだ僕の頭ではっきり分からないのだよね。もう1回確認を、もし分かる範囲で明確に説明してください。最後の部分なのです。だぶっているのか。これ以外にあるのかどうなのか。課長は全部ストーリー分かっているからあれなのだけれども、僕の頭では、この議案示されたものしかないのです、当初予算と。だから、もう少しきちんと説明してください、分かるように。すみません。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 当初予算1,794万1,000円の内訳でございますが、まず町の造林事業が494万1,000円ということで、これにつきましては、まだ確定しておりませんので、これは入札後に確定をし、3月補正を行うということでございます。これが残っているという部分で、当初1,300万円の部分につきましては、今回約1,000万円の契約をして、その後、それ以外の300万円につきましても、10月から11月の間でそれぞれ入ってきているという部分で、これを当初予算に計上しているということでございます。

（「分かりました」の声あり）

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） すみません、先ほどちょっと議員のほうからもバスが通れるかどうかというご質問あったと思います。ちょっと私、あやふやな4メートル、5メートルとは言ってしまったのですが、ここの道路の形状からいきますと、例えば川をわたる場合は、要は橋梁をつくります。橋梁の高さが正直言いまして8メートル、10メートルとなりますと、恐らく高速道路でありますから、増減があったらいけないですし、カーブがないようにというのは形状でございます。そういった中では、そのくらいの高さが恐らく想定されるのではないかなと思いますので、今心配されるような場所の高さも、もちろん建設部とは話をして、ここの通る場所というのはどういうものでこの道路を使っているかというのは知っていただくということで伝えて、事業のほうを進めていっていただくように、こちらのほうからも伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 私のほうで、同じく一般国道44号線、高規格道路と言われている道路が一般国道44号線になるのだったら、現状の今の44号線は名前がどうなるのだと。あれも44号線、これも44号線となるのかといった中で、今現在で分かっているのであれば教えてくださいなというふうに思います。

それと、先ほど補償の中で材積を出されていたので、材積がそれぞれのくらいになるのかを教えてください。

また、サンヌシの33番、道路を除いたうちのところと、34番、35番、それぞれの面積というものがどのように、何平米の面積になるのか。今回は立木の補償、売払いなのですが、土地の売り払いといった中ではどうなるのかというものを教えていただきたいなというふうに思います。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 私からは番地ごとの材積という部分でございます。

まず、サンヌシの33番、材積が370.1立米、34番が237.2立米、35番が1,855.7立米ということで、合計の材積は2,463立米となっているところでございます。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、高速道路の名称でございますが、国土開発幹線自動車道建設法では、今の現状でいきますと、計画では黒松内町から根室までということで、これが予定路線されているということで、これが北海道横断自動車道根室線というようになっています。ただ、まだここはつながっていない、一部、要はこの高速道路が尾幌と糸魚沢、今釧路のほうも外環状のほうも道路やっているということでございますが、これが一部国道と並行して事業が進んでいるということで、要は事業名称で国道44号線、並行して進んでいるとい

うような事業名称となっております。

それと、今回このサンヌシのこの土地でございますが、今回の12月補正で計上させていただいておりますが、当初、門静4丁目のところが当初計画ではこの土地の売買ということになっておりますが、ここがちょっと計画変更に伴いまして、このサンヌシの部分が土地の、高速道路の計画として変更になったというところでございます。

この面積でございますが、まずサンヌシ33番、ここでございますと、33番でございますが、30367.48平方メートルでございます。それと34番、これが16008.57平方メートル、それと35番、こちらが79856.70平方メートル、合計で合わせますと126232.75平方メートルということでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、44号線は44号線でそのままきちんと国道として管理もされるのだよということでもいいのかなというふうに思いました。材積については分かりました。湿地帯のところに生えているやつ、主に33番になるのかな、のところ、本数多いけれども、材積的には湿地帯なので本当にさしたる大きな木もないのかなというのも理解はいたしたところであります。面積、合計面積が12万6,232.75平方メートルを売りわたすのだと言った中で、財産の処分の議会の議決とかというものは絡んでこないのでしょうか。どうなのでしょう。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

議会の議決に付すべき契約ということで、土地につきましては、1件5,000平方メートル以上のものに限るということで、議会のほうには、こちらのほうには付しておりません。

財産の取得または処分につきましては、予定価格700万円以上、こちらの不動産もしくは不動産の借入もしくは売り払いの先ほどの土地の1件5,000平方メートル以上のものに限るということで規定しているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。そうすると、1万平方メートル以上、5,000平方メートル以上か、5,000平方メートル以上超えていても5,000万円を超えなければ議会の議決に、700万円か、700万円を超えなければ議会の議決に付すものにはならないということで、今回のこれについても12万6,232.75平方メートルを売り払うのだけれども、700万円にはいかないといった中で、補正予算の金額ちょっと確認はしていないのですけれども、売払金額といったものは幾らになるのでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 金額につきましては、今回のサンヌシ33番から35番合わせまして539万137円というような金額になります。

（「分かりました」の声あり）

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第5、議案第95号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第95号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、平成23年度から調査をはじめ、令和4年度までの事業期間として、防衛省の補助を受け実施してまいりました。

このたび、その継続事業として、経年劣化等により路面にひび割れや轍が発生し通行に支障を来している太田2号道路と太田1番道路の一部の改良舗装工事を令和14年度までの予定事業期間として実施しようとするもので、今年度の工事は、太田2号道路の太田8番道路交点附近192メートルの改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります。1として、工事名、（令和5年度国債）太田門静間道路外2道路改良舗装工事。

2として、工事場所、厚岸町太田。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で7者の参加によるものです。

4として、請負金額、5,830万円。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

6ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工として、延長192メートル、幅員7.5メートル、道路の断面構成は、表層、密粒度アスコン厚さ3センチ、基層、粗粒度アスコン厚さ4センチ、上層路盤工、アスファルト安定処理厚さ5センチ、下層路盤工、0から4ミリ碎石、厚さ40センチ、凍上抑制層、山砂、厚さ40センチ。

2、工期ですが、着手は、令和6年3月11日、完成は令和6年10月10日までとするものであります。

参考として、位置図、平面図、土工定規図は、別紙説明資料のとおりとなります。

7ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面右中央の丸で囲った部分、太田7番道路と太田8番道路の間の町道、太田2号道路となります。

8ページをお開きください。

図面左下が平面図となります。左側の起点は太田7番道路側、右側は終点となり太田8番道路交点になります。

図面、右上には改良舗装工の土工定規図を示しております。

車が通る幅、片側2.75メートルは変わらないものの、路肩部は0.5メートルから1メートルとなります。全体幅では現道が6.5メートルであります、1メートル広くなり、7.5メートルとなります。

なお、別途、お手元には、参考資料といたしまして、11月20日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 太田門静間道路外2改良舗装工事ということなのですが、外にというのが非常に薄い図面なので、目が弱くなって大変なのですが、太田1番1の通りから8の通りまでの2号道路前線と、それと太田門静間道路上り口、上り切ったところの太田門静間道路、その間の太田1番道路、この3路線というふうに理解していいのでしょうか。その超大なその路線のうち、今回行うのは8番道路側のところだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ご質問者おっしゃるとおり、まず今回は太田2号道路の8番道路側、もう1路線が太田門静間道路と太田2号道路を結ぶ太田1番道路の一部、それを

合わせて今回の事業名としております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、総事業費延長というのは、これは全部で何メーターになって、今後の事業予定としては何年までにこの改良舗装工事というのをやっていく予定なのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

総事業費のメーター、道路の延長ですけれども、3,800メートルを予定してございます。事業実施期間ですけれども、令和14年度の完了を目指して実施しようという考えでおります。

（「分かりました」の声あり）

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第6、議案第96号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第96号、工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和５年６月２２日議案第６２号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は下記のとおりとなります。

１、工事名、２、工事場所、３、契約の方法に変更はございません。

４、請負金額６,３０３万円から１１８万８,０００円減額となる、６,１８４万２,０００円へ変更するものであります。

５、請負契約者に変更はございません。

１０ページをお開き願います。

参考といたしまして、１、工事概要の変更前、変更後について記載しております。このたびの変更内容は排水工の変更となり、変更前の延長１３３メートルに対し、変更後は４メートル減の１２９メートルとなる内容となります。

２の工期ですが、これら工事内容の変更による工期の変更はございません。

次に変更の理由と概要については、議案第９６号説明資料により、ご説明させていただきます。１１ページをご覧ください。

位置図でございます。図面中央下、床潭地区を黒丸で示した部分となります。

次に１２ページをお開きください。平面図と断面図でございます。図面左の平面図をご覧ください。

左が床潭地区、右が末広地区となっています。

図面左側の旗揚げしています令和５年度工事起点から令和５年度工事終点が本工事の施工箇所となり、斜線部分が軽量盛土と擁壁施工箇所、斜線部を沿うように起点ＳＰ９０から終点ＳＰ１７５まで排水工を施工することとしておりました。

しかし、終点側の流末の集水枡を施工しようと掘削した際、大きな岩が出てきたことにより、掘削に支障があったため、集水枡を４メートル起点側にずらしたことにより、排水工が１３３メートルから１２９メートルに減少したものです。

次に平面図右下をご覧ください。終点側にあります道路から海岸に伸びる法面部排水の変更になります。当初Ｕ型側溝による排水の施工を予定しておりましたが、施工予定箇所に法面保護のため軽量法枠が設置されており、Ｕ型側溝を設置するためには、軽量法枠を撤去及び掘削をすることになり、法面が不安定になる恐れがあるため、法面保護の観点から合成樹脂管に変更し法面を這わせるよう施工するものであります。また、Ｕ型側溝を取りやめることから、Ｕ型側溝の転倒防止のため、当初設置予定でありました、ふとん簞についても取りやめることとしたものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、議案第97号 厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました、議案第97号 厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

国は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、それまで各地方公共団体において運用が異なっていた臨時・非常勤職員の制度を、会計年度任用職員という全国統一の制度として整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を制定し、令和2年4月1日から施行しました。

この際に、会計年度任用職員の運用に関し、総務省から、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが示され、会計年度任用職員に支給する給与のうち、勤勉手当については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や、各地方公共団体における会計年度任用職員の期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされておりました。

国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、改正法により地方自治法第203条の2が令和6年4月1日施行で改正され、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となりました。

また、フルタイム会計年度任用職員については、令和2年度の制度導入時から、地方自治法第204条の規定により、法律上は勤勉手当を支給することが可能でしたが、総務省が示すマニュアルにおいて、フルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給しないことを基本とするとされておりました。この点については、令和6年4月1日施行の地方自治法の改正に併せて、総務省が示すマニュアルが改正され、令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に対しても、対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。

こうしたことを踏まえ、厚岸町においても令和6年度から対象となる会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正しようとするものであります。

また、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合の勤勉手当の支給に関する規定についても改正する必要があるため、本条例の附則において、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を併せて行うものであります。

なお、改正内容の説明は、議案第97号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、別に参考資料①として、地方自治法の関係箇所抜粋、参考資料②として、厚岸町職員の給与に関する条例の関係箇所抜粋を配布させていただきましたので合わせてご参照願います。

それでは、説明資料の新旧対照表、1ページをご覧ください。

初めに、第3条第1項の改正は、会計年度任用職員に支給する給与に、勤勉手当を追加するものであります。

次に、新設する第13条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものです。

第1項は、任期の定めが6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、正職員に準じた取扱いとするため、給与条例第16条の6の準用規定としております。

第2項は、第13条第2項及び第3項のフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する規定を準用するもので、その内容は、期末手当と同様に、6カ月未満の任期の定めで任用されたフルタイム会計年度任用職員が、1会計年度内において、同一の任命権者に2回以上、6カ月未満の任期の定めで任用された場合であっても、その合計が6カ月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、勤勉手当を支給すること及びフルタイム会計年度任用職員として、前会計年度の末日、つまり3月31日まで任用され、同日の翌日、つまり4月1日から、同一の任命権者に、再びフルタイム会計年度任用職員に任用された場合で、その任期の定め合計が6カ月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、6月の勤勉手当を支給することとするものであります。

次に、第23条第1項の改正は、パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者は期末手当の対象から除くとする規定を、第23条の次に新設する第23条の2にも及ぶようにするために改正するものであります。

新旧対照表、2ページをご覧ください。

次に、新設する第23条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものであります。

第1項は、任期の定めが6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、正職員に準じた取扱いとするため、前段では給与条例に係る準用規定とし、後段では読替規定により、準用される規定に加えるべき修正点を定めております。

なお、第23条第1項の改正により、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員については、期末手当と同様に勤勉手当の支給対象から除くこととしております。

第2項は、第23条第2項及び第3項のパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する規定を準用するもので、その内容は、期末手当と同様に、6カ月未満の任期の定めで任用されたパートタイム会計年度任用職員が、1会計年度内において、同一の任命権

者に2回以上、6カ月未満の任期の定めで任用された場合であっても、その合計が6カ月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして、勤勉手当を支給すること及びパートタイム会計年度任用職員として、前会計年度の末日、つまり3月31日まで任用され、同日の翌日、つまり4月1日から、同一の任命権者に再びパートタイム会計年度任用職員に任用された場合で、その任期の定め合計が6カ月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして、6月の期末手当を支給することとするものであります。

第13条の2及び第23条の2の新設により、令和6年6月支給分から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなり、令和6年度の支給割合は、6月期、12月期ともに100分の102.5で、年間100分の205となるものです。

また、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合は、100分の450となり、正職員と同じ割合となります。

次に、第30条第2項の改正は、パートタイム会計年度任用職員のうち、外国語指導助手には、期末手当と同様に勤勉手当を支給しないこととするものであります。

次に、第31条第2項の改正は、パートタイム会計年度任用職員のうち、地域おこし協力隊員には、期末手当と同様に勤勉手当を支給しないこととするものであります。

議案書14ページにお戻りください。

この条例の附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日で、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

次に、附則第2項は、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものであります。

初めに、第7条第2項の改正は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員のうち、勤勉手当の基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員に対して、正職員と同様に勤勉手当を支給することとするものであります。

次に、第8条の改正は、第7条第2項の改正により、会計年度任用職員の根拠に係る略称規定を削ったことに伴い、第8条に規定する会計年度任用職員の字句に根拠法律名及び条項番号を追加するものであります。

この改正による令和6年度予算における影響額については、企業会計を含めた全会計で、年間、約4,831万円の増額になると試算しております。

なお、この改正の内容については、令和5年8月17日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申入れを行い、同年9月22日付け文書により、合意する旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第8、議案第98号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第98号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明を申し上げます。

議案書15ページをお開き願います。

議案第98号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

国は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律を令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令を令和5年7月20日にそれぞれ公布、このうち、子育て世帯の負担軽減等の観点から、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が、出産する予定または出産した場合、その産前産後の期間について、当該出産被保険者につき算出した、国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するとした地方税法及び地方税法施行令の改正が、令和6年1月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴いまして、厚岸町国民健康保険においても、同様の措置を講ずる必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明につきましては、別に配布している議案第98号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて、議案第98号参考資料①産前産後期間の国民健康保険税軽減制度の概要、議案第98号参考資料②関係法令の抜粋を配布しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表の4ページをご覧ください。

国民健康保険税の減額について規定している第21条の改正は、第2項の次に、新たに第3項として、出産被保険者につき算出した、国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の額を定めるもので、初めに、各号列記以外の部分では、国民健康保険の納税

義務者の世帯に出産被保険者が属する場合に課する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額は、それぞれ各号に定める額を減額して得た額とするものでありますが、第1項に規定する、7割、5割、2割軽減に該当する場合の、この項による減額前の被保険者均等割額の額は、それぞれ第1項による減額後の被保険者均等割額とするものであります。

第1号は、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額から減額する額を定めるもので、その額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とするものでありますが、乗じる月数は、単胎妊娠の場合は、出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの4月のうち、多胎妊娠の場合は、出産予定日の3月前から出産予定日の翌々月までの6月のうち、当該年度に属する月数とするものであります。

第2号は、出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を定めるもので、その額を、当該出産被保険者につき算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、第1号と同様の当該年度に属する月数を乗じて得た額とするものでありますが、第1項に規定する、7割、5割、2割軽減に該当する場合の、被保険者均等割額は、それぞれ第1項による減額後の被保険者均等割額とするものであります。

第3号は、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額から減額する額を定めるもので、その額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額の12分の1の額に、第1号と同様の当該年度に属する産前産後の月数を乗じて得た額とするものであります。

第4号は、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額を定めるもので、当該出産被保険者につき算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、第1号と同様の当該年度に属する産前産後の月数を乗じて得た額とするものでありますが、第2号と同様、7割、5割、2割軽減に該当する場合の、被保険者均等割額の額は、それぞれ第1項による減額後の被保険者均等割額とするものであります。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

第5号は、出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額から減額する額を定めるもので、その額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額の12分の1の額に、第1号と同様の当該年度に属する産前産後の月数を乗じて得た額とするものであります。

第6号は、出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額を定めるもので、当該出産被保険者につき算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、第1号と同様の当該年度に属する産前産後の月数を乗じて得た額とするものでありますが、第2号と同様、7割、5割、2割軽減に該当する場合の、被保険者均等割額の額は、それぞれ第1項による減額後の被保険者均等割額とするものであります。

なお、これら産前産後に係る保険税を減額する額につきましては、国民健康保険基盤安定対策費負担金として、国が2分の1を、北海道が4分の1を、町が4分の1を負担し、国保会計へ繰り入れすることとなっております。

また、厚生労働省試算では、出産被保険者一人当たりの軽減額は約2万7,000円と試算しており、令和4年度ベースで試算した場合、当町では、軽減対象者が7人、軽減額

は約18万9,000円となります。

次に、新たに加える第22条の3は、出産被保険者に係る届出に関することを定めるもので、第1項は、産前産後期間の国民健康保険税軽減制度の創設に伴う、出産被保険者が世帯に属する場合に納税義務者が行う届出と、届書の記載事項について、第2項は、届書を提出する際に添付する書類について、第3項は、届出を行うことができる期間について、第4項は、当該出産被保険者について、第1項に掲げる届書に記載する事項及び第2項に掲げる届書に添付する書類で、明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の届出を省略させることができるとするものであります。

議案書18ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの、先ほどすみません、議案書18ページと言いましたが、17ページの修正をいたします。

続きまして、第2項は適用区分で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩とします。再開を午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第99号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま、上程いただきました、議案第99号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

議案第99号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例であります。

漁業近代化資金制度については、漁業者等の漁業施設の整備拡充を図り、漁業経営の近代化に資することを目的として、漁業近代化資金助成法が昭和44年に制定され、その後平成17年に漁業近代化資金融通法に名称変更が行われ、漁協等の融資機関が漁業者等に長期かつ低利の資金を融資できるよう、国と北海道が支援を行う制度であります。

厚岸町においては、この制度に上乗せする形で町単独の利子補給を行うため、昭和45年に厚岸町漁業近代化資金利子補給条例を制定し、漁業経営の安定に寄与してきたところであります。

ここ数年の当町の水産業を取り巻く状況については、漁船や各施設の老朽化が進む中、サケ・マス、サンマなどの水揚げの大幅な減少、世界情勢の不安等に伴う、資材・燃油の高騰等により、漁家経営は非常に厳しい状況となっております。

とりわけ、漁業者の6割程が着業し、当町の太宗漁業である昆布漁業については、現在、乾燥施設として、乾燥室、乾燥機、吊り上げ機が標準仕様となっておりますが、このうち乾燥室については、国などの支援制度の対象外のため、資材高騰もあり、漁業者は乾燥施設の整備に慎重になっており、次回更新が迫っていても、更新をせず修理をしながら利用している実態であります。

これらの更新が遅れることは、漁業経営のさらなる悪化を招くことになりかねないため、利子補給期間を現行の7年以内から10年以内へ延長し、漁業者の施設更新における負担軽減を図っていただきたいとの要望を厚岸漁協から受けたところであります。

また、厚岸漁協との協議の中で、令和5年度から令和7年度の3カ年で整備予定の冷凍工場更新に際し、国の支援を除く自己負担分について、漁業近代化資金を利用することを検討しているものの、近年の水揚げ状況を踏まえると、利息の負担は漁協経営の不安定要素になりかねないことから、利子補給期間の延長に加え、利子補給対象限度額についても、現行の3億円から5億円への引き上げ要望を受けたところであります。

以上の要望を踏まえ、検討を重ねた結果、当町の基幹産業である水産業の維持・発展のため、支援は必要であるとの結論に至り、厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容の説明については、議案書により行わせていただきますので、別に配布しております議案第99号説明資料 新旧対照表及び議案第99号参考資料 厚岸町漁業近代化

資金利子補給条例の一部改正概要については、参考として、併せてご参照いただきたいと思います。

初めに、条例第3条第2項は、利子補給の期間を定めるものであります。現行では利子補給の承認のあった漁業近代化資金の貸付実行日から7年以内としていたものを最長で3年延長し、10年以内とするものであります。

次に、第6条第2項は、利子補給の対象限度額を定めるものであります。現行では、漁協等が利用する共同利用施設の利子補給対象限度額は3億円としていたものを2億円増額し、5億円とするものであります。

次に、附則であります。第1項は施行期日であります。この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であります。この条例の施行の日前に貸付実行したものについては、なお従前の例によるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 利子補給条例の第3条、第3項中を7年から10年に改めること、このことにつきましては、提案理由でも説明がありましたけれども、昆布の乾燥施設、今説明では機械はいいけれども、施設が駄目ということなのか、ちょっとどっちも含まれているのでしょうか。その辺の確認をしていただきたい。

乾燥機、それから倉庫、建物も含めると、今日1,000万円くらい事業費がかかります。そんな時代にあって、昆布漁業での返済というものをやはり長期に返済するほうが毎年の償還額が小さくなるわけですが、その分、町としても英断をふるって、今回取り組まれるということは、漁業者にとっても非常に助かることだと思っております。このことについては、よく分かったのですが、第6条第2項中の3億円から5億円に改めるについて、ここでお尋ねをさせていただきます。

説明の中で、3カ年でエーウロコ、漁組の冷凍水産加工場をつくるという説明が若干ありました。そんな関係もあって限度額も伸びる、さらには7年から10年も当然対象になるのだなというふうに判断をしたのですが、まずここでお尋ねをするのは、説明資料いただきました。99号参考資料、この資料1号から7号まであるのです。たしか僕も組合にいたから、それぞれの何号資金は何ですよというのが分類されるのです。共同利用施設だと思うのですが、今水産加工場は何号資金にあたるのか、これについてお尋ねをさせていただきたい、1点目。

それから、少なくとも3億円から5億円に上げるよと、限度額を、ということはそれなりに漁組のほうと水産加工場について、事業費について、ある程度金額、内容について町としても把握をしているのではないかと私なりに推測をいたします。やみくもに3億円から5億円に上げたわけではないと思うのです。事業費等について、分かる範囲で教えていただきたい。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） まず、資金の種類のお尋ねでございますけれども、この資金につきましては2号資金ということで、2号資金の漁船・漁具保管施設等と、失礼しました、乾燥設備漁具倉庫と、種別はたくさんあるので、ここでは乾燥設備漁具倉庫というような書き方になっていきますけれども、もっと細分化された中では、漁船・漁具保管修理施設等の中に含まれるということで、2号資金というような整理の中で補給をしていこうというような考えで進めております。

それから、事業費のお尋ねがありましたけれども、これにつきましては今年の3月議会の折りに、追加補正で代貸をした事業、厚岸漁業協同組合のエーウロコの移転改築の部分の施設の事業費のお尋ねであろうかと思っておりますけれども、今のところ、今年実施設計を進めておりますけれども、漁組のほうから今現在の総体事業費として出てきているのが、実施設計については4,046万円ということで今走っておるのがまず一つ。それから本体事業でございますけれども、これは令和6年度、令和7年度の2カ年で予定をしているということで、令和6年度の事業費が14億1,583万円、それから令和7年度事業費が13億5,411万円、これの合計が28億1,040万円ということで予定をしていると。これは、いずれも税抜きということで予定をしているというふうに伺っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 事業費、今、不確定でございますけれども、一応そういう6年、7年で漁組としてはこのような事業を考えておるといことでございますから、実際に浜のほうではサンマの水揚げ減少で漁組の財務状況も悪化をするのではないかとという危惧があります。そういう中で水産加工場の建設着手をされる、償還は大丈夫なのかなと、こういう話も、危惧をする声もあります。建設にあたり、いろいろな面で、漁組といろいろ協議を重ねられ、少なくとも利子補給を今回改正して臨まれる、私はいいいことだと思うのです。それ以外にも、厚岸町の水産物の工場建設をせざるを得ないだけ年数もたってきている。そういう中で、これからの時代に向けて、新たに取り組まなければならない事業であるわけでございますから、広がりすぎて申し訳ないのですけれども、町としてもしっかり漁組のほうと連携を取って、自治体として取り組まれる、応援できるものについては、やはり協調していくべきだと考えますが、この辺についてはいかがでしょうか。

それから、水産加工場の分、例えば、今説明がありました。この数字で令和6年、令和7年度に近代化資金を借りるわけでございますから、厚岸町の負担分、およそこの利子補給する部分で、総体で幾らになるのか。それから、現行でやったら改正前の数字でこのくらいの数字になりますよ。さらに、今回の改正で影響額というのはどのくらいの数字になるのか。この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） エーウロコの移転改築の部分につきましては、3月の議会の議論でも町長からご説明、お話がございましたけれども、これについては組合との話し合いの中で自主財源でやっていかれるという整理をまずしたという部分がまず一つと。それと、また時期を異なったときに、漁協さんのほうから組合長がお見えになって、様々な支援というお話の中で、今回のこの利子補給制度の拡充というお話もございまして、厚岸町も財政大変厳しい折ではあるものの、やはり基幹産業である漁業を一生懸命応援していかなければならないという姿勢を示す意味で、今できる最大限の支援策として、この利子補給の拡充ということで提案をさせていただいたに至ったというところであります。

今後も様々な、今やっている沿岸漁業振興対策であるとか、その他、出てくる様々な事業についても、漁協とも逐一相談をさせていただきながら、振興策にあたっていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、この利子補給の拡充による影響額ということでのお尋ねでございますけれども、今般、このエーウロコの新設にあたって、組合のほうで、まだ実行はされておられませんけれども、あくまでも見込みとしてお話いただいているのが、国の補助を除いた自己負担分のうち、5億円をそれぞれ2カ年にわたって借り入れるというようなお話を伺っております。今、現行7年3億円という枠組の中で仮に計算をしたときに、この2カ年の分が町の従来制度でいく利子補給で換算すると、2,603万円の利子補給が発生をしてくるというふうに見込んでおります。これが10年5億円の拡充された際には、この金額が5,697万円と、3,094万円の増額というふうな形で試算をしております。これがトータル12年間にわたって利子補給、1年ずつずれていきますので、12年にわたって利子補給がされていくことになるのだろうというふうには押さえているところであります。

（「いいです」の声あり）

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第10、議案第100号 厚岸町水道事業の設備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま、上程いただきました、議案第100号 厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。

近年、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大や、人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少のほか、国や地方の厳しい財政状況など、地方公共団体が経営する企業の経営環境が厳しさを増す中、地方公営企業が事業やサービスを将来にわたり安定的・継続的に提供していくためには、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに取組んで行くことが求められております。

特に、将来にわたり持続可能な事業の推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、この取組を進めるためには公営企業会計の適用により経営状況を的確に把握することが必須となります。また、平成31年1月25日付けの総務大臣通知でも、公営企業会計の適用のさらなる推進について、人口3万人未満の市区町村においても、地方公営企業法を適用していない事業について、令和5年度までに公営企業会計への移行について、重点的に取り組まれるよう要請されているところであります。

このような状況を踏まえ、当町の経営する下水道事業においても、公営企業会計を適用することで、事業の経営成績や財政情報を基礎とした経営状況を的確に把握するほか、中長期的な視点による経営計画や施設等の更新費用を含めた建設改良計画の策定に加え、将来必要な投資的経費を踏まえた適正な料金算定などを行うことが必要と判断したことから、令和6年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本条例を制定するものであります。

また、このたびの下水道事業の公営企業法の全部適用に伴い、本条例の附則にて、本条例の制定に伴い不要となる厚岸町公共下水道条例及び厚岸町下水道事業特別会計条例の廃止と、関連する厚岸町事務分掌条例、厚岸町職員定数条例、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例、厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例、厚岸町公共下水道条例、厚岸町水道事業経営審議会条例及び厚岸町水道事業給水条例の改正を併せて行うものであります。

改正内容の説明については、別に配布している議案第100号説明資料 厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第100号参考資料 関係法令一部抜粋を配布しておりますのでご参照としてください。

新旧対照表1ページをご覧ください。

厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部改正であります。

題名を、水道事業の設置に関する条例に下水道事業の設置に関する内容を追加するため、厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めるものであります。

水道事業の設置について規定している第1条の改正は、設置の規定に下水道事業の設置の目的を追加することにより、水道事業以外の事業を追加するため、見出しから「水道事業の」を削り「設置」とし、第2項に下水道事業の設置の目的を加えるものであります。

続いて、第1条の次に新たに1条を加える改正で、第1条の2は、法の全部適用の規定であります。

地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する規定であります。

経営の基本について規定している第2条のうち、第1項の改正は、事業名に下水道事業を追加して水道事業及び下水道事業とし、略称規定を上下水道事業とするものであります。

これに伴い、水道事業の給水区域を定めていた第2項を、水道事業の経営の規模に関する規定に改め、第1号では、これまで給水区域は厚岸町の区域内としておりましたが、全域ではないため、区域の名称を定め、第2号では給水人口を、第3号では1日最大給水量を定めるものであります。

また、水道事業の給水人口を定めていた第3項を、下水道事業の経営の規模に関する規定に改め、第1号では計画排水区域及び計画処理区域を、2ページをご覧ください。

第2号では計画人口を、第3号では処理施設の名称、位置及び規模として、同号アでは処理施設の名称を、イでは位置を、ウでは処理方法を、エでは処理能力を定めるものであります。

水道事業の1日最大給水量を定めていた第4項は、改正後では同条第2項第3号としてこれを規定したため、削るものであります。

組織について規定する第3条のうち、水道事業に管理者を置かないことを規定している第1項の改正は、第1条の2で略称を規定したことによる字句の改正及び下水道事業を追加することによる事業名称の改正であります。

水道事業の管理者の権限に属する組織を規定する第2項の改正は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長として、「水道事業の管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めるものであります。

重要な資産の取得及び処分について規定している第4条及び議会の同意を要する賠償責任の免除について規定している第5条の改正は、下水道事業の追加に伴い事業名称を改めるものであります。

3ページをご覧ください。

議会の議決を要する負担付き寄附の受領等について規定している第6条の改正は、地方公営企業の設置等に関する条例の準則に合わせた見出しの字句の整理と、下水道事業の追加に伴い事業名称を改めるものと、送り仮名を改める字句の整理であります。

業務状況説明書類の提出について規定している第7条の改正は、下水道事業の追加に伴い事業名称を改めるものであります。

議案書21ページをお戻り願います。

附則でございます。

附則第1項は、施行期日で、令和6年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、このたびの下水道事業の公営企業法の適用に伴い、厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することに関連して、不要となる条例を廃止するもので、水道事業の設置に関する条例に下水道事業の設置に関する内容を追加することから厚岸町公共下水道設置条例の廃止、また、地方公営企業法第17条の規定により、地方公営企業法を適用する事業については、条例で定めるまでもなく特別会計を設置することが法律上義務付けられていることから厚岸町下水道事業特別会計条例を廃止するものであります。

附則第3項からの説明については、新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表4ページをご覧ください。

附則第3項は、厚岸町事務分掌条例の一部改正であります。

課及び室の事務分掌について規定している第2条のうち、第11号の改正は、厚岸町水道事業の設置に関する条例に規定する水道課の業務執行にあたっての内部管理事務の処理等について必要な事項を定める厚岸町水道課事務分掌規程と重複していた、「アの上水道に関すること」を削り、イをアとし、ウをイとするものと、このたびの下水道事業の公営企業法の適用に伴い、厚岸町事務分掌条例に規定する町長の権限に属する事務分掌から厚岸町水道課事務分掌規程に移行となるため、エの下水道に関すること及びオの終末処理場に関することを削るものであります。

5ページをご覧ください。

附則第4項は、厚岸町職員定数条例の一部改正であります。

職員の定数について規定している別表の改正は、このたびの下水道事業の公営企業法の適用に伴い、現在、町長の事務部局に入っている下水道事業の職員を企業の職員に移行するため、現行の「町立病院、水道企業職員を除く町長の事務部局の職員183」を、「町立病院及び上下水道企業の職員を除く町長の事務部局の職員178」に、現行の「水道企業の職員5」を「上下水道企業の職員10」に改めるものであります。

6ページをご覧ください。

附則第5項は、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正であります。

受益者について規定している第2条のうち、第1項の改正は、地方自治法の規定による「町長」から、地方公営企業法の規定による「下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、略称規定を管理者とするものであります。

第2項の改正は、同条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

6ページ中段から7ページにかけて、排水区域の公告について規定している第3条、賦課対象区域の決定等について規定している第5条、負担金の賦課及び徴収について規定している第6条、負担金の徴収猶予について規定している第8条、負担金の非賦課及び減免について規定している第9条、延滞金の徴収等について規定している第11条、受益者に変更があった場合の取扱いについて規定している第12条及び委任について規定している第13条の改正は、第2条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

8ページをご覧ください。

附則第6項、厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例の一部改正であります。

取扱金融機関の指定について規定している第6条のうち、第1項の改正は、下水道事

業の管理者の権限を行う町長として、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、略称規定を管理者とするものであります。

第2項の改正は、同条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

貸付けの申請について規定している第7条、貸付けの決定及び通知について規定している第8条、工事の着手及び完成届について規定している第9条、実地検査について規定している第10条及び資金のあっせんについて規定している第11条の改正は、第6条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

9ページをご覧ください。

貸付けの取消し等について規定している第12条のうち、第1項の改正は、第6条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

同項第5号の改正は、このたびの下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、条例の運用細則を定める地方自治法上の規則から、地方公営企業法上の規程に改めるものであります。

第2項の改正は、第6条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

貸付金利子の負担について規定している第13条、償還方法の特例について規定している第14条、届出等について規定している第15条及び委任について規定している第16条の改正は、第6条第1項で略称を規定したことによる字句の改正であります。

10ページをご覧ください。

附則第7項、厚岸町公共下水道条例の一部改正であります。

用語の定義について規定している第2条第15号の改正は、地方自治法の規定による「町長」から、地方公営企業法の規定による「下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、略称規定を管理者とするものであります。

10ページ中段から13ページ下段にかけて、排水設備の設置義務について規定している第3条、排水設備の接続方法及び内径等について規定している第4条、排水設備等の計画の確認について規定している第5条、排水設備等の設計及び工事の実施について規定している第6条、排水設備等の工事の検査について規定している第7条、使用開始等の届出について規定している第8条、水洗便所への改造について規定している第9条、水質管理責任者制度について規定している第12条、除害施設の設置等の届出について規定している第13条、排除の停止または制限について規定している第14条、使用料の徴収について規定している第15条、使用料算定の特例について規定している第17条、汚水排除量について規定している第18条及び資料の提出について規定している第19条の改正は、第2条第15号で略称を規定したことによる字句の改正であります。

13ページ下段から14ページにかけて、公共下水道の構造について規定している第20条の改正は、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、条例の運用細則を定める地方自治法上の規則から、地方公営企業法上の規程に根拠が変わることから、「規則」を「この条例に基づく規程」に、「その他の規則」を「又はこの条例に基づく規程」に改めるものであります。

14ページ中段をご覧ください。

終末処理場の維持管理について規定している第21条の改正は、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、条例の運用細則を定める地方自治法上の規則から、地方公営企業

法上の規程に根拠が変わることから、「規則」を「この条例に基づく規程」に改めるものであります。

14ページ下段から16ページにかけて、改善命令について規定している第22条、行為の許可について規定している第23条、敷地等の占用について規定している第25条、占用料の徴収について規定している第26条、原状回復について規定している第27条、工事の委託の特例について規定している第28条、排水設備等の撤去について規定している第29条、管理人について規定している第30条、手数料の徴収について規定している第31条、使用料等の減免について規定している第32条、延滞金の徴収等について規定している第33条及び委任について規定している第34条の改正は、第2条第15号で略称を規定したことによる字句の改正であります。

17ページをご覧ください。

附則第8項、厚岸町水道事業経営審議会条例の一部改正であります。

下水道事業の公営企業法の適用に伴い、本条例で規定する審議会が下水道事業の経営について必要な審議を行うため、題名を、厚岸町上下水道事業経営審議会条例に改めるものであります。

設置について規定している第1条の改正は、下水道事業の公営企業法の適用に伴い、審議会が水道事業の経営のほか、下水道事業の経営について必要な審議を行うため、「水道事業経営」を「水道事業及び下水道事業経営」に、審議会の名称を「厚岸町水道事業経営審議会」から「厚岸町上下水道事業経営審議会」に改めるものであります。

組織について規定している第2条第2項の改正は、第2号の識見を有する者を第3号に繰り下げ、第2号として下水道使用者を追加するものであります。

18ページ目をご覧ください。

附則第9項、厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。

給水区域について規定している第2条の改正のうち、第1号の改正は、本条例で規定している水道事業の給水区域を、厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で規定したことに伴い、引用規定に改める改正であります。

同条第2号の改正は、本条例で規定している簡易水道事業の給水区域が、厚岸町簡易水道設置条例で規定していることから、引用規定に改める改正であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 まず、一部改正の規定の中で第3条の組織の中では、法第7条ただし書き云々で、上下水道事業の管理者を置かないというようになっていて、その下のほうには、今度略称の改正がたくさんあったのですけれども、読替規定として水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長以下管理者というふうに、管理者を置かないと言っているのに、その次の規定の中では、今度管理者が出てきてしまうのですけれども、単に町長というのは確かに問題があると思うのです。ここで言うところの町長の権限と一般行政

の町長の権限というものを分けるべきだといった中で、わざわざこういう書き方をされているのだというふうに思うのですけれども、ただ、管理者を置かないとしているのに、管理者というものを略称規定として以下の条例の中で、ほとんどが全部管理者というふうにしているのですけれども、何か違うような方法というのはなかったのか。例えば管理長とか、そういうような略称として、もっと明確に管理者とは違う名称で略称の設置というものができなかったのかというものを聞きたいのが一つと。

それと、経営審議会が変わります。今までは水道事業経営審議会だったのが、今度上下水道事業の経営審議会というふうになるのですけれども、そうすると、今の水道事業の経営審議会の委員の人数の任期というものがいつまでなのか。今度上下水道事業のほうも入ってくるので、当然構成というものも変わるだろうし、やる内容というものも変わってくると思うのですけれども、そこら辺というのは、現行の審議会の委員なりが今後も引き継いでやっていくのかどうなのか、そこら辺の決めというものがきちんとされているのかどうなのかというものを聞きたいのが二つ目。

それと、参考資料として関係法令の一部抜粋が出ていて、そのうち、地方自治法の職員の賠償責任のところの資料が出ていますのですけれども、ここで地方自治法の243条の2の2の第8項のところで、わざわざ議会の同意を得て賠償責任の全部または一部を免除することができるといった中で、この意見を付してといった中で、アンダーラインをされているのですけれども、この規定というのが、今回の条例改正の規定の中のどこに当てはまってこの資料として出てきているのかというものが分からないので聞きたいと思います。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時42分休憩

午後 1 時44分再開

●議長（大野議員） 再開します。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 堀議員のまず一つ目の管理者という表現なのですが、これは他の自治体の参考例もちょっと見させてもらって、多くが管理者というような表現をつかっておりまして、管理長という表現はなかなか使っているところがなくて、その他の例に合わせたということです。

続きまして、経営審議会については、現在、令和3年で答申を終えた時点で、今の組織としてはもうなくなってしまうので、今後は新たに、この審議を要するときに、識見を要するものとか、あと使用者等を選び、また決めるということになります。

最後に、関係法令のほうなのですが、5ページ目の新旧対照表の、新旧対照表2ページの第5条法第34において準用する地方自治法、昭和22年法律第67条243条の2の第8項の規定によりということです。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 一番最後のやつはちょっと私が見落としていたので、何回見ても出てこないの
でおかしいなといった中で。ほかのところもそういう疑問というのが出なかったのかな
というふうには思うのですけれども、重大な問題でもないので、これはこれで、ただ分
かりづらい表現ではあるなというのが一つだというふうには申し添えさせていただきます。

審議会については分かりました。

多少ちょっと膨らむことをお許しいただきたいのですけれども、地方自治法のやつ
で、ここで改めて職員の賠償責任を見させていただいたときに、この第8項は当該職員
からすると当該損害が避けることができない事項、その他やむを得ない事情によるもの
であることの証明を相当と認めるとき、議会の同意を得て、賠償責任の全部または一部
を免除することができるというふうになっていて、この場合においては、あらかじめ監
査委員の意見を聞き、その意見に付して議会に付議しなければならないというような規
定、改めてこうやって出されたときに見て、ああ、そうなんだというふうに思ったので
すけれども、例えば厚岸町でよく公用車の事故などがあったときに、この賠償責任とい
うものが出てきたときに、当然運転者という者がいた中で、今までこういうような手続
きなりをしたことがないと思うのですけれども、それについての整合性というのはどの
ようになっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 今の事故の免責要件10万円としておりますが、そこは現行の10
万円から金額は変えてございません。

（「そういう問題ではなくて」の声あり）

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時47分休憩

午後 1 時48分再開

●議長（大野議員） 再開します。

副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうから、ちょっと簡単に説明させていただきます。

議員言われるように、一般会計というか企業会計ではない部分については、こういう
規定を設けていないので、全部損害賠償については出させていただいていると。企業会

計については、今回ちょっと議論したのですが、そういう違いが元々うちの場合ありまして、その部分は、公営企業会計については、今回変えていないと、それだけのことでございます。違いは確かに議員言われるとおり10万円の免責要件みたいなものなのですけれども、その部分については、公営企業会計以外の部分についてはやってないということでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 逸脱したところで再質問申し訳ないのですけれども、そうすると、10万円を超える、超えないといった中で、企業会計、今回は上下水道企業会計に係る職員に関してだけは、この規定がされて、もし上下水道の業務上で損害を発生させるような状況が起きたときには、この法令上の手続きというものがされるというふうに理解していいということでもいいのでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 基本的には議員おっしゃられるとおりなのですが、病院についても同様の規定、公営企業の場合は同様の規定を厚岸町は設けておりまして、他の市町村の事例もちょっと確認をさせていただいたのですが、同様の規定をちょっと設けておりましたので、今回についてはこの部分はいじっていないと申しますか、違いがある規定となっております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。
7番、南谷議員。

●南谷議員 入口に戻って申し訳ないのですけれども、今回の改正、国のほうの動向もあって、今回町もこういうことで取り組んでこられたと思うのです。それで、企業会計にするメリットというのですか、今回の改正によって、事務処理とかそういうものは僕はほとんど変わらないという判断をしているのです。ですけれども、今回あえてこの企業下水道も含めて、こういう会計にするという意図、どういうことなのだろうなと入口で申し訳ないのですけれども、改めてお伺いをいたします。

それから、今回合わせることによって、どういうよさというか、便利な部分があるのか、ないのか、この辺について、課題もあれば教えていただきたい。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 今、南谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

前段でご説明したとおり、まず一つは人口減少という意味合いで、人がだんだん減っていく状況でございます。使用料収入としても、近年、やはり人口減少というものに依じて、使用料収入も若干ですが、だんだん下がってきている状況でございます。あと、

最初に触れた更新、老朽化施設というような増大というようなことも踏まえながら、今後については資産を含み、経営の状況も把握した上で、将来的にどんな事業規模で、プランを立てながら下水道事業の経営をやっていくかという駄目だというような背景もあるのが一つと、あとは総務省から令和5年度までに公営企業法への移行、その裏には財源、活用する財源の問題もございまして、交付金の制限も出てくるというような背景もございしますので、地方公営企業法を適用するというような考えの下、公営企業会計の全部適用という道を選んだことになります。

メリットというのは特段出てこないのかなとは思いますが、公営企業になって資産管理から経営に関する内容を長期的な考えで考えていくということは、これは特別会計でやっていたことと変わりませんが、それを料金改定も踏まえながら、その状況に応じた社会情勢、経済状況も勘案しながら、今後は地域にとって密接なサービスでございしますので、これを何とか維持していかないと駄目だという考えは町も同じ考えでありますので、メリット、デメリットというのは踏まえた形では、そういう視点に立って経営していかなければならないという状況を踏まえたことで、この事業としての決断をしたまにあります。

(「分かりました」の声あり)

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

(なし)

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第11、議案第101号 厚岸町の水道事業に地方公営企業法を適用する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第101号 厚岸町の水道事業に地方公営企業法を適用する条例を廃止する条例について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。

水道事業については、地方公営企業法の一部を改正する法律で、昭和42年4月1日から、地方公営企業法の規定が全部適用される事業として位置づけられました。経過措置として、全部適用への移行の際には、条例で定めることで、昭和43年3月31日までは、新法の規定または財務規定等を適用しないことができるとされたところであります。

当町では、この間、同法の規定中、財務規定等の一部のみを適用とすることとし、昭和41年11月30日に厚岸町の水道事業に地方公営企業法を適用する条例を制定したところですが、昭和43年4月1日からは、同法の規定を全部適用しており、既にその役割を終えていることから、今般、本条例を制定し、厚岸町の水道事業に地方公営企業法を適用する条例を廃止しようとするものであります。

附則であります。

この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 43年4月1日から、この条例は必要なかったと、こういう理解はできたのです。恥ずかしながら、今の説明聞いていたのですけれども、僕の耳の中では何でいらなくなったのが、もうちょっと詳しく説明をしてください。

それから、何で今日まで廃止しなければならないものが置いてあったのかということに非常に僕も考えさせられました。今回、廃止の上程をされたのですけれども、気づかれたからでしょうけれども、どうして気づいたのか、この辺についても説明をしてください。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 質問にお答えします。

今回の下水道公営企業法適用する例規の点検作業を行っていったところ、本来廃止する必要があったにもかかわらず、その手続きがなされてなかったということが、この条例改正に、一部改正により発見したということが1点目です。

もう一つの対策についてどうされますかということですが、今後においては条例の整合に十分注意しながら業務にあたる所存でありますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 ちょっと答弁漏れあったのではないかな。もう1回、冒頭の部分の説明をしてくださいと言ったのです、今回。口答だからメモリきれなかったのです、申し訳ないのですけれども、廃止せざるを得ないというのをゆっくり説明をしてください。

それから、今、今後の対応についてしっかりやりたい、こういう答弁がありました。

やはり、私は今回の上程についてはさすがだなと思います。きちんと整備して、発見したら速やかに上程された。今までも私の記憶ではありますよ、こういうことも何回か。あつてはならないことなのだけれども、やはりときどき発生している、何年かに一遍。やはり今後の対策なのですけれども、全課に言えると思うのです。発見したからそのままにすればずっと未来永劫そのままなのです。業務に支障ないわけですから。少なくとも、やはりこういう機会に各課の皆さんは自分のところの条例を確認する、今回水道課でもこれがありました。ほかにないのかなという検証は私は必要だと思うのです。そうすることに対して、やはり今後このようなことがないようにと言うだけでは、私はまずいと思うのです。しっかり、こういう機会に検証をどうするのかという、1回くらいは会議、どう対策するかということを協議していただきたい。副町長、いかがですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） まず、前段の部分からも私からでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

●副町長（石塚副町長） 前段については、水道事業が昭和42年4月1日から、課長からも答弁にありましたが、地方公営企業の全部適用がされるといったときの経過措置としたしまして、条例で定めることで昭和43年3月31日までは新法の規定または財務規定等を適用しないことができるということがありまして、厚岸町では43年4月1日から全部適用をするために、その間、条例を定めて、この経過措置を適用させていただいてきたところでございます。全部適用のみとしてきたところでございます。それで、ご質問者おっしゃられるとおり、43年3月31日までしか用を足さない、役割がない条例でございましたので、今回、先ほど水道課長からも説明ありましたが、105の下水道の公営企業化にあたって、水道関係の例規を全部点検したというときに、この廃止漏れと、あつても効力がないだけで役割を終えているというものでございますが、やはり終わった条例については随時廃止していくと、ご質問者もさっきおっしゃられましたが、それがいい例規の改廃のやり方ではないかというふうに考えております。なかなか全部の点検についてはいろいろな部分あつて、一括というのもなかなか難しい部分は実際にありますが、極力点検を行って、こういった条例がある場合は、今後も速やかに改正、廃止を行っていきたいと考えてございます。大変申し訳ございません。

（「いいです」の声あり）

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 令和5年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後4時43分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時44分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年12月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員